

# 農林漁業者の6次産業化を支援します！

福井市では、農林漁業者の方に対して、自ら生産した農林水産物の加工や販売などに必要な経費を補助することにより、6次産業化への取り組みを支援します。

詳しくは、農政企画課までお問い合わせください。

## 6次産業化とは？

6次産業化とは、農林漁業者が生産（第1次産業）のみならず、加工（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）に取り組み、独自の発想で農業の付加価値の向上を目指すことを言います。

### 令和6年度 6次産業化普及促進事業

|         |                                                                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 事 業 | 農林漁業者自らが生産した農林水産物を使った次のいずれかの取組<br><b>事業種目1</b><br>農林水産物を原料とする加工品の製造等にかかる「新規」の取組<br>（例）調理機器の購入、加工所の改修等<br><b>事業種目2</b><br>農林水産物やその加工品の販売にかかる「新規」の取組<br>（例）パンフレットの作成・商談会への出展等 |
| 対 象 者   | 市内の農林漁業者                                                                                                                                                                    |
| 補助対象要件  | ・ 翌年3月末までに取組みが可能で、国や県などから補助金を受けていない事業であること。<br>・ 過去2年度以内に本事業補助活用実績がないこと                                                                                                     |
| 補 助 率   | 3分の2以内                                                                                                                                                                      |
| 補助限度額   | <b>事業種目1</b> 30万円<br><b>事業種目2</b> 15万円                                                                                                                                      |
| 補助対象経費  | 加工や販売に必要な機械・施設の整備等に必要な経費、機械装置リース料、工具・器具費、原材料費、外注加工費、技術指導費、共同研究費、分析・調査費、広告宣伝費、販促資材作成費、出展費、会場装飾費、梱包運搬費                                                                        |
| 募 集 件 数 | 事業種目1 および2：各1件程度                                                                                                                                                            |
| 募 集 期 間 | 令和6年6月3日（月）から6月28日（金）まで                                                                                                                                                     |

【申 請 方 法】事業実施計画書（様式第2号）を福井市農政企画課まで、事前連絡の上、持参してください。

※ ホームページからもダウンロードできます。 窓口、郵送にて配布します。

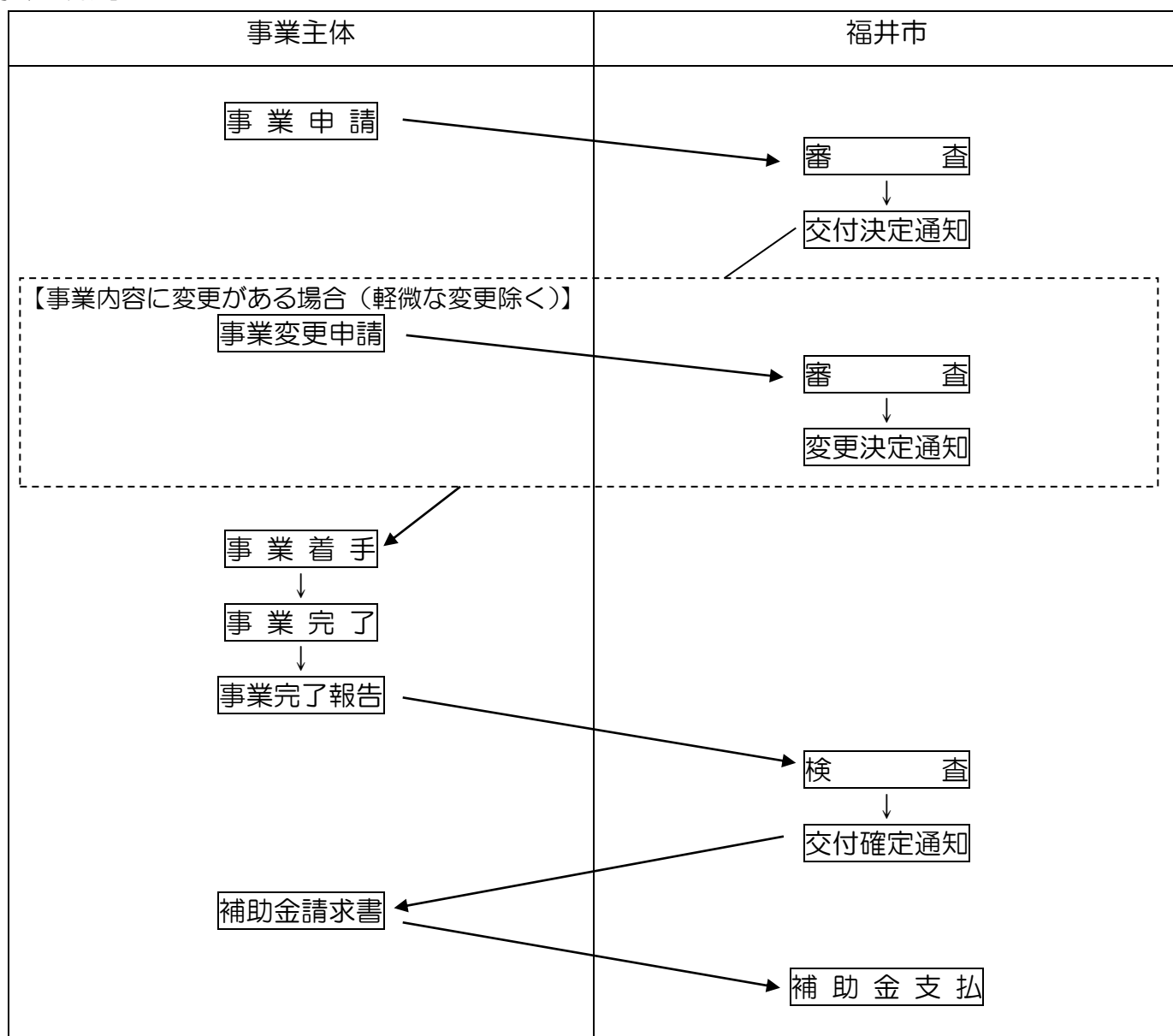
【補助対象者の決定】予算額を上回る申請があった場合、採択基準ポイントにより点数付けを行い、当該点数の高い申請から順に、予算の範囲内により決定します。

#### 《お問い合わせ》

福井市 農林水産部 農政企画課（担当：宮郷<sup>みやこう</sup>）  
〒910-8511  
福井市大手3丁目10-1

T E L：0776-20-5420  
F A X：0776-20-5740  
E-mail：nousei@city.fukui.lg.jp

【事業の流れ】



【事業実施に際する注意事項】

- 補助対象経費についての詳細は、交付要綱をご確認のうえ、福井市農政企画課までお問合せください。
- 本事業で導入する機器等の規模、性能については、申請内容等からみて適切なものとしてください。
- 事務用品や軽トラック等汎用性のあるものは補助対象外になります。
- 事業内容に変更がある場合は、事業着手前に必ずご連絡ください。